

厚木市森の里地区自治会連絡協議会規約

【名称】

第1条 本会は、厚木市森の里地区自治会連絡協議会と称する。

【事務所】

第2条 本会の事務所は、会長宅に置く。

【目的】

第3条 本会は、地区住民の福利の増進と住民相互の親睦を図るとともに公正な自治活動を推進し、もって、住民生活の向上及び地区の発展を目的とする。

【事業】

第4条 本会は、前条の目的を達成させるため、次の事業を行う。

- * 1 地区住民の福祉向上に関すること。
- * 2 地区住民相互の親睦に関すること。
- * 3 市行政への協力に関すること。
- * 3 自治会活動に対する地区住民の意識の高揚と転入者などの自治会への加入促進。
- * 4 各種団体間の相互協力・援助及び事業の調査、研修。
- * 5 その他本会の目的達成に必要な事項。

【組織】

5条の1 本会の会員は、厚木市森の里地区内の単位自治会長および原則として単位自治会副会長をもって組織する。単位自治会長は正会員とし、会議での議決権を持つ。単位自治会副会長は準会員とし、会議での議決権は持たない。

但し、単位自治会の副会長は本会の会議に出席し、意見を述べることができる。

また単位自治会の会長が出席出来ない時は、単位自治会の副会長にその権限を委任する事が出来る。

【事務局】

第5条の2

- 1) 本会の運営を円滑にするため、役員会の諮問機関として、事務局を設置することができる。
- 2) 事務局は事務局長 1 人、スタッフ数名(内 1 人は事務局長代理)とする。
- 3) 事務局長(含む代理)は、本会関係の会議に出席し、意見を述べることができる。
- 4) 事務局は、行事運営、事業計画、予算計画等について本会役員会の求めに応じ答申するものとする。
- 5) 事務局長、事務局スタッフは、本会の役員会で選出する。

【役員】

第6条 本会に次の役員を置く。

- * 1 会長 1名
- * 2 副会長 1名
- * 3 総務 1名
- * 4 会計 1名
- * 5 監事 1名

【役員職務】

第7条 会長は、本会を代表し会務を勤める。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代理する。

3 総務は、本会の総務を行い、会議の議事録を作成、森の里地区自治連ホームページへ公開して、会員へ配布する。

また総会議案書を取り纏め、印刷、配布を行う。

4 会計は、本会の会計を行い、収支決算報告書の作成ならびに、予算案の作成を行う。

5 監事は、本会の収支決算報告書の監査ならびに総会での監査結果の報告を行う。

【役員選出】

第8条 役員は、互選により、正会員の中から定める。

【任期】

第9条 役員任期は、1年とし、再任を妨げない。

事務局の任期は、1年とし、再任を妨げない。

【会議】

第10条 本会の会議は、総会・役員会・定例会・専門部会とする。

2 定期総会は、年1回開催する。また、会長が認めるとき、または正会員の過半数の要求があるときは、臨時総会を開催する。

総会および臨時総会は会員により構成する。

3 役員会は正会員により構成し、必要に応じて会長が招集する。

4 専門部会は、第4条に関する事業の円滑な推進を図るため、必要のつど、会長が組織し招集する。

5 総会・臨時総会・役員会は、過半数の正会員の出席により成立し、採決は、出席正会員の過半数を持って決定する。

可否同数の場合は、会長がこれを決定する。

準会員は議決権を持たない。

6 定例会は会員により構成し、原則として毎月1回 第1土曜日に開催する。

【厚木市自治会連絡協議会との連携】

第11条 本会は、厚木市自治会連絡協議会との連携を図り、地区自治会活動を推進する。

【経費】

第12条 本会の経費は、厚木市補助金、分担金及び寄付金・助成金その他の収入をもってこれにあてる。また、森の里地区自治会連絡協議会会長活動費を支出することができる。

【会計年度】

第13条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

【委任】

第14条 この規約の定めるもののほか、必要な事項は、会長が役員会に諮って定める。

【表彰規定】

第15条 森の里の発展、公共の福祉の増進、文化、体育の向上等に功労のあった住民、または、住民の模範となるものを表彰する。

表彰は、表彰状、感謝状等とし、記念品を贈ることができる。

【顧問】

第16条 本会に顧問を置く事ができる。会長が本会の運営について識見と経験を有する会員の内から推薦し、役員会の承認を得て委嘱する。任期は1年とする。但し再委嘱を妨げない。会長の求めに応じ、会議に出席して意見を述べる事ができる。

【協力関係団体との連携】

第17条 地域地区全体としての自治会活動を円滑に運営するため、協力関係団体とは日常的な情報交換および本会事業との整合性を図り、人的交流を含めた連携を進める。

2 地域地区の協力関係団体からの役員・委員他の就任要請については、会長が役員会に諮り、本会の役員を派遣・就任することができる。

<協力関係団体>

森の里公民館 玉川公民館 玉川地区自治会連絡協議会 岡津古久自治会 七沢地区自治会 小野地区自治会 消防団第六分団 森の里地区地域福祉推進委員会 森の里森友会 森の里長寿会 森の里幼稚園 愛の森学園 玉川グリーンホーム 森の里ぐるっと運行協議会 玉川・森の里地域包括支援センター 森の里小学校 森の里中学校 厚木西高校 七沢森林公園管理事務所

付則

この規約は、平成11年4月1日から施行する。

この規約は、平成15年3月1日から施行する。

この規約は、平成15年4月5日から施行する。

この規約は、平成16年4月3日から施行する。

この規約は、平成18年4月16日から施行する。

この規約は、平成19年4月21日から施行する。

この規約は、平成24年4月7日から施行する。

この規約は、令和3年4月4日から施行する。

この規約は、令和6年4月6日から施行する。